

# 憲法学習会 報告



主催：東京都生協連 平和活動担当者連絡会

日時：2013年12月2日（月）16:00～18:00

会場：東京都生協連会館 3階 会議室

出席者：7生協 26人

講師：藤原真由美 弁護士

さまざまな生協から平和担当の役職員が参加して、憲法改正問題に関する学習会が開催されました。日弁連憲法委員会事務局長である藤原真由美弁護士の講演とともに、日本生協連発行の憲法問題学習資料についても説明を行いました。参加者からいくつかの質問もあり、今後、各生協で組合員を対象とした学習会や憲法問題論議を行うにあたって参考となる学習会となりました。

## ～今、憲法の何が、どう変えられようとしているのか？～

### 1. 同時進行する「改憲」の三つの流れ

- ・日本国憲法の条文を全面的に変えてしまう「明文改憲」
- ・憲法改正の手続きを定めた「条文改正」
- ・条文改正はせず、新たに法律を作る「解釈変更」

### 2. 自民党の「日本国憲法改正草案」

- ・憲法前文の全部取り替え  
「天皇を戴く日本国」から始まる明治憲法に後戻りしたかのような時代錯誤の前文になっている。
- ・戦争の放棄から戦争ができる国へ  
9条の2に「国防軍」という軍隊を持つことを明記。
- ・緊急事態に関する章を新設
- ・憲法の本質（立憲主義）を破壊する  
国民にさまざまな義務が課される。憲法尊重擁護義務を国家ではなく国民に課す。

### 3. 法律や解釈で憲法を実質的に変えてしまう

- ・日本版NSC（国家安全保障会議）設置法案とセットになった特定秘密保護法案がめざすものは、アメリカとの軍事・外交・スパイ・テロ情報の共有化。
- ・「新防衛計画大綱」12月に閣議決定
- ・来年の通常国会に「国家安全保障基本法案」提出予定。

### 4. 日本を軍事優先国家（強い国家）に変えるための国家安全基本法

- ・集団的自衛権の行使を容認
- ・安全保障のための国家体制整備
- ・軍事産業の育成と武器輸出禁止の撤廃

## 【配布資料】

- ◎講師レジュメ
- ◎日本国憲法改正草案対照表
- ◎国家安全保障基本法案（概要）
- ◎憲法問題学習会資料「日本国憲法をめぐる15の質問」（日生協発行）

## 藤原 真由美 弁護士 プロフィール

中央大学法学部法律学科卒

第二東京弁護士会 常議員、両性の平等に関する委員会委員長、広報委員会副委員長、憲法問題検討委員会委員長、男女共同参画PT座長などを歴任。日本弁護士連合会 憲法委員会事務局長、秘密保全法対策本部事務局次長。平成19年～22年 新司法試験考査委員（憲法）

## 【Q&A】

- Q：日弁連の今後の動きはどうなるのか。  
A：日弁連には全ての弁護士が所属しているので、合意をとっていくのは簡単ではないが、国防軍の設置には全員で反対する意思を固めた。集団的自衛権、96条改正などについて個別に扱うこともできる。街頭演説やマスメディアでのアピール、議員要請など積極的に取り組む。市民集会の講師を務めることも可能。
- Q：私たちはどんな運動をしたらよいか。  
A：憲法改正には国民投票が必要になる。そのための学習と論議を深めてほしい。国会への意見FAXもよいが、国会議員に直接意見をするのが効果的。特に選挙区の国民の意見は効果がある。